

三重県高等学校体育連盟卓球専門部出場規定

昭和28年4月12日 成立

昭和42年4月22日第3回修正

平成16年4月26日第4回修正

1. 三重県高等学校体育連盟卓球専門部主催の諸競技会に出場するものは、原則として下の各項に該当することを要する。
 - (1) 三重県高等学校体育連盟加入の生徒であること。なお外国人留学生の参加については(財)全国高等学校体育連盟卓球専門部規定 2、大会運営規定 [5] 外国籍選手の大会出場制限 に準じる。
 - (2) 過去半ヶ年間並びに現在引続き同一校に在籍する生徒であること。但し新1年入学生徒、学校再配置による転入学生及び一家転住等止むを得ない理由ありと三重県高等学校体育連盟卓球専門部長が認めた者を除く。
 - (3) 当該年度に於いて進級した生徒であること(もし、1年生を原級留置となった場合は2年生と同等に扱うという意味)。又原級留置制度のない全日制高等学校の生徒は在学年数3ヶ年以内であること。また、当該年度4月2日現在19歳未満であること。
 - (4) チーム編成については、全日制、定時制、通信制を併置する学校はそれぞれを代表するチームを編成して出場することができるが、全日制、定時制、通信制の生徒を混合してチームを編成することはできない。

2. 本卓球専門部主催の諸競技会に於いて下の各項に該当する行為のあった者は出場を認めないことがある。
 - (1) 正当な理由なくして棄権した者。
 - (2) 服装規定に違反した者。
 - (3) その他競技会の規定に反し又は競技役員の指示に従わずに競技会の運営に重大な支障を与える行為のあった者。

- (附記) 三重県卓球協会と共催する大会に出場する場合は三重県卓球協会登録者に限る。

三重県高等学校体育連盟卓球専門部服装規定

昭和26年4月13日 成立

昭和61年4月 1日 第5回修正

平成16年4月 1日 第6回修正

競技用ユニホームは（財）日本卓球協会公認マークの付いたものとする。
（当年4月1日の日本卓球ルールに準じる）

日本卓球協会指定のゼッケン（縦20cm、横25cmの布）に姓を上段、県名を中段、校名を下段に楷書で書き、背中につけること。

名 前

三 重 JTTA

○ ○ 高 校

三重県高等学校体育連盟卓球専門部規約

昭和62年5月修正

平成16年5月修正

平成19年5月修正

平成20年5月修正

平成29年5月修正

- 第1条 (総則) 本専門部は三重県高等学校体育連盟卓球専門部と称する。
本専門部は全国高等学校体育連盟卓球専門部、三重県高等学校体育連盟、及び三重県卓球協会に加盟する。
- 第2条 (目的) 本専門部は三重県高等学校体育連盟の目的に準拠し、三重県卓球協会との関係を緊密にし、高等学校卓球競技の振興を図り、併せて各高等学校卓球部の融和親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 (事業) 本専門部は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- 1 競技会の主管
 - (1) 三重県高等学校総合体育大会卓球競技
全国高等学校卓球選手権大会三重県予選会
全国高等学校総合体育大会卓球競技三重県予選会
東海高等学校総合体育大会卓球競技三重県予選会
 - (2) 三重県高等学校卓球選手権大会
 - (3) 三重県高等学校新人卓球大会
全国高等学校選抜卓球大会三重県選考会
東海高等学校新人卓球大会三重県予選会
 - (4) 三重県高等学校総合体育大会定時制通信制卓球競技
全国高等学校定通制通信制卓球大会三重県予選会
東海高等学校定時制通信制体育大会卓球競技三重県予選会
 - (5) 三重県高等学校定時制通信制秋季卓球大会
 - 2 三重県高等学校卓球ランキングの決定
 - 3 卓球技術の研究及び指導者の養成並びに派遣
 - 4 選手強化のための合同練習及び合宿
 - 5 その他、本会目的達成に有益なる事業
- 第4条 (組織) 本専門部は三重県下の各高等学校卓球部で組織し、各高等学校卓球部は本専門部の統制下にあるものとする。
県内を北勢、中勢、松阪、南勢の4地区に分けそれぞれに支部を置く。
地区支部には責任者(支部長)を置き、それぞれの組織を持ち本専門部と連繫を保つ。
- 第5条 (役員) 本専門部に次の役員を置く。
- | | | | |
|---|------------|-----|------------------------|
| 1 | 専門部長 | 1名 | 三重県高等学校体育連盟の評議員会で推戴する |
| 2 | 専門委員長 | 1名 | <u>三重県高等学校体育連盟より委嘱</u> |
| 3 | 副専門委員長 | 若干名 | 顧問会議で推戴する |
| 4 | 理事 | 13名 | 各支部で選出する |
| 5 | 本部理事(会計1名) | 若干名 | 専門部長指名の理事 |
| 6 | 監事 | 2名 | 顧問会議の推薦による |
| 7 | 顧問・参与 | 若干名 | 本専門部の推戴による |

役員の仕事は次の通りとする

専門部長は本会を代表する。専門委員長は役員会の決議により本専門部の運営を統括する。副専門委員長は専門委員長を補佐し、本専門部の運営にあたる。理事及び本部理事は各地区及び本専門部の運営を分担する。監事は会計及び本専門部の運営を監査し、結果を役員会、顧問会議に報告する。顧問・参加は本専門部の運営に関し重要な事項について部長の諮問に応じる。

第6条 役員の仕事は1ケ年とし、再任を妨げない。
(任期)

第7条 各校の顧問は顧問会議を構成し、本専門部の重要議案の審議にあたる。
(顧問) 各校の顧問は各高等学校卓球部顧問代表者とする。

第8条 顧問会議は部長、専門委員長、副専門委員長、理事、本部理事、監事、
(顧問会議) 顧問より成り、毎年1回以上部長がこれを招集する。顧問会議は、15名以上の顧問の要求ある時は部長がこれを招集しなければならない。会議は構成人員の過半数(委任状を含む)で成立する。議案は出席者の過半数により可否を決し、可否同数の場合は議長が決する。ただし、規約改正については構成人員の3分の2以上(委任状を含む)の賛成を必要とする。

第9条 本専門部は運営上必要なとき、役員会の決議を経て委員会を設ける。
(委員会)

第10条 役員会は部長、専門委員長、副専門委員長、理事、本部理事で構成す
(役員会) る。役員会は必要に応じ、又は6名以上の理事又は本部理事の求めにより部長がこれを招集する。会議は構成人員の過半数(委任状を含む)で成立する。議案は出席者の過半数により可否を決し、可否同数の場合は議長が決する。ただし規約改正については構成人員の3分の2以上(委任状を含む)の賛成を必要とする。

第11条 本専門部の会計は三重県高等学校体育連盟卓球専門部費の収入をもって
(会計) これにあてる。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 本規約は昭和25年4月1日発足。
- 2 本規約は成立の日から発効する。
- 3 本規約の修正は役員会の審議を経たのち顧問会議の承認により行う。
- 4 本専門部事務局は専門委員長所属の学校に置く。